

地方独立行政法人大牟田市立病院
第3期中期目標期間の終了時の検討及び措置について

1. 第3期中期目標期間の終了時の検討及び措置

(1) 業務の継続又は組織の存続の必要性

地方独立行政法人大牟田市立病院は、第3期中期目標期間見込評価において、「第3期中期目標を概ね達成する見込み」との評価を受けた。

このことから、適切な業務運営が行われていると判断し、引き続き、地方独立行政法人の形態で業務を行うことが適当であるとする。

(2) 業務及び組織の全般

地方独立行政法人大牟田市立病院の業務及び組織の全般については、これまでの法人の業務実績や評価委員会において出された意見を踏まえ、第4期中期目標を策定する中で当該検討を行い、法人に指示することをもって、所要の措置を講ずるものとする。

2. 根拠法令

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）

（中期目標の期間の終了時の検討）

第三十条 設立団体の長は、第二十八条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。